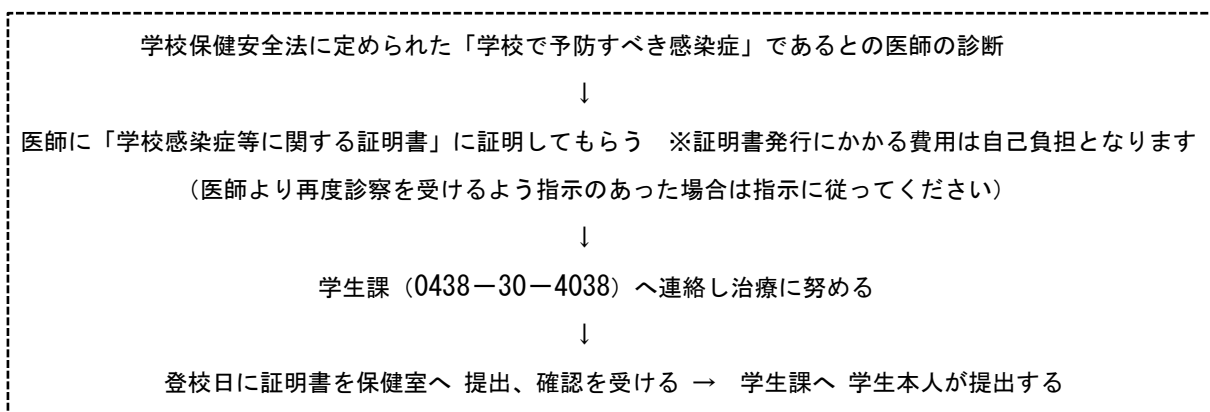


学校感染症による出席停止について

下記の学校保健安全法により指定された感染症に罹患した場合は、集団感染を予防する目的で出席停止扱いになります。感染が疑われる場合は医療機関にて受診し医師の指示にしたがって治療・療養に努めてください。また医療機関において、右の「学校感染症等に関する証明書」に証明を受け、登校の際に速やかに保健室へご提出ください。



【学校保健安全法において出席停止扱いとなる感染症およびその基準】

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第1種	エボラ出血熱、新型インフルエンザ (H5N1 など)、SARS など	治癒したと医師が認めるまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日間を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫瘍が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、結膜炎、咽頭炎などの主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染の恐れのある感染症※	感染のおそれなくなるまで

※感染性胃腸炎、溶血性レンサ球菌感染症などは感染力の強い感染症で、主治医・学校医および校長が必要と認める場合、出席停止扱いになります。詳しくは学校までお問い合わせください。

# 学校感染症等に関する証明書

木更津工業高等専門学校

\_\_\_\_\_工学科 第\_\_\_\_\_学年

学籍番号\_\_\_\_\_—\_\_\_\_\_

学生氏名\_\_\_\_\_

上記の者、下記疾患はほぼ治癒し他に感染のおそれなく、  
登校して差し支えないものと認める。

## 記

1. 病名
- インフルエンザ (A・B・その他)    百日咳    麻疹
- 風疹    水痘    結核    咽頭結膜熱    髄膜炎菌性髄膜炎
- 流行性耳下腺炎    感染性胃腸炎    流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- その他の感染症\_\_\_\_\_

2. 出席停止 (見込) 期間 平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( )

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( )

3. 登校許可日 (見込) 平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 ( )からの登校を許可する。

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_ 印